

平成27年度 入札契約事務コンプライアンス・ アクションプランの取組み状況について（報告）

この報告書は、平成27年12月21日開催の大阪市入札等監視委員会において報告したものです。

なお、取組み状況については、委員からの意見をうけて対応したものを含め、平成28年2月1日時点のものに修正しています。

平成27年12月

（平成28年2月時点修正）

大阪市入札契約制度改善検討委員会

目 次

I	はじめに.....	1
II	平成 27 年度アクションプランの取組み状況等の調査及び検証.....	2
1	コンプライアンス確保のための体制整備について（平成 27 年度アクションプラン 項目 I）.....	3
	（1）入札情報の管理徹底.....	3
	（2）不正行為や不当圧力の排除.....	5
	（3）入札契約事務コンプライアンス研修の実施.....	6
2	不正の端緒の早期把握と迅速な対応（平成 27 年度アクションプラン項目 II）.....	9
3	不正が起きにくい入札契約制度の構築（平成 27 年度アクションプラン項目 III）.....	10
4	その他（平成 27 年度アクションプラン項目 IV）.....	11
5	その他の入札契約制度に関する調査結果（平成 27 年度アクションプラン以外の取組 み）.....	11
III	平成 26 年度実施の不祥事再発防止対策の実施状況.....	14
1	本市職員の収賄事件に伴う再発防止策について.....	14
2	交通局発注の随意契約に関する調査結果に基づく再発防止策について.....	15
IV	おわりに.....	16
参考	平成 27 年度入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン.....	17

I はじめに

本市が発注する公共工事や物品調達・委託業務などの入札や契約の事務手続きは、公正性・透明性・競争性の向上並びに適正な契約の履行確保、恣意性の排除や入札談合などの不正行為の防止、不良不適格業者の排除、不当圧力の阻止などに重点を置きながら、その適正性を確保するための取組みを進めてきたところである。

しかしながら、平成 26 年に本市の入札契約事務における不祥事案が相次いで発覚し、これまで全庁的な取組みとして実施してきたコンプライアンスの取組みの意味や実効性を問われかねない、非常に厳しい状況に置かれる事態となった。

このことから、本市では、これまでのコンプライアンスの取組みを引き続き強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底についての取組みを継続的・恒久的に行うため、年度ごとに「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定することとし、その実施状況等の検証を経て、次年度のアクションプランを策定していくという年度単位の取組みを行うこととした。

この報告書は、平成 27 年度のアクションプランの進捗及び取組みについての調査・検証結果をとりまとめ、さらに平成 28 年度のアクションプラン策定に向けた課題や留意すべき事項を抽出したものである。

Ⅱ 平成 27 年度アクションプランの取組み状況等の調査及び検証

大阪市の各区（24 区）及び各局室（25 部署）に、それらの所属中、出先で契約事務を行っている部署（弘済院や環境科学研究所など）を加えた 52 所属に対し、平成 27 年 10 月 1 日時点での平成 27 年度アクションプランの具体的取組み状況等を調査し、必要な部署は追加調査を実施した。これらの調査結果をもとに取組み状況の分析・検証を行った。

【調査対象一覧】

区	局・室	出先機関
北区役所	市政改革室	
都島区役所	人事室	
福島区役所	政策企画室	
此花区役所	危機管理室	
中央区役所	経済戦略局	
西区役所	中央卸売市場	
港区役所	総務局	
大正区役所	市民局	
天王寺区役所	財政局	財政局税務部
浪速区役所	契約管財局	
西淀川区役所	都市計画局	
淀川区役所	福祉局	弘済院
東淀川区役所	健康局	環境科学研究所
東成区役所	こども青少年局	
生野区役所	環境局	
旭区役所	都市整備局	
城東区役所	建設局	
鶴見区役所	港湾局	
阿倍野区役所	会計室	
住之江区役所	消防局	
住吉区役所	交通局	
東住吉区役所	水道局	
平野区役所	教育委員会事務局	
西成区役所	行政委員会事務局	
	市会事務局	

は、大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局（以下「委員会構成局」という）を示す。

その結果、

- ほとんどの項目において、アクションプランの取組みは実施済であった。
- 未実施の項目については、実施が徹底できていなかったためであるケースが大半で、今回の調査を機に、早急に対応するとして、平成 27 年度中の実施に向けて取組みを進めている。

※ いずれも平成28年2月1日までに実施済

- 例外的に、録音録画装置の設置については、建物その他の状況により設置困難とする部局があったが、必要に応じて複数名の職員で対応するなどの代替の対策をすでに講じている。

※ 平成27年12月21日開催の大阪市入札等監視委員会からの意見を踏まえ、平成28年2月末までに録音録画装置を設置（予定）

以上の状況であり、平成 27 年度のアクションプランの進捗及び取組みはおおむね順調であるといえる。以下、詳細について述べていく。

1 コンプライアンス確保のための体制整備について（平成27年度アクションプラン項目 I）

(1) 入札情報の管理徹底

取組内容	対象所属	取組状況		
		調査時 (H27.10.1) 実施済	27年度 中に実施	計
①各所属の事情に応じた設計価格等に関する情報管理の徹底（情報漏えい防止）				
・委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守	委員会 構成局	4	3	7/7
・情報管理強化の継続検討	委員会 構成局	4	3	7/7
②不当圧力の阻止 ※関係業者等との対応，不法不当な要求への対応，暴力団排除対策，不適正契約の禁止，入札談合等の対応				
・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守及び改正	全所属	52	0	52/52
・「公正契約職務執行マニュアル携帯版」の活用	全所属	48	4	52/52
③予定価格調書の作成ルールの徹底 ※作成時期（事後審査型は入札書提出期限後）・複数職員で作成・封印後金庫内保管				
・「一般競争入札事務処理マニュアル」の遵守	全所属	51	1	52/52
④発注者綱紀保持に関する取組みの周知 ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知				
・執務室等に周知ポスターを掲示	全所属	37	15	52/52
⑤書類審査時における入札参加者の秘密保持の徹底 ※電子化されていない技術提案書等の審査時におけるマスキングの徹底など				
・「業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）ガイドライン」の遵守	全所属	52	0	52/52
・「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の遵守	全所属	52	0	52/52
・「大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドライン」の遵守	全所属	52	0	52/52

入札情報の管理徹底については、一部の所属において、未実施の項目があったが、いずれも平成27年度中に実施するとして取組みを進めている。

※ いずれも平成28年2月1日までに実施済

- ・「入札契約情報管理ガイドラインの遵守」の未実施理由については、契約管財局が制定したガイドラインの標準案に従い、各委員会構成局において、それぞれの所属に応じたガイドラインを制定すべきものであったところ、契約管財局策定の標準案をもって足ると誤認していたためであり、ガイドラインに定める情報管理の徹底などの項目自体は遵守できていた。なお、本調査を機に、未実施の構成局においては、平成27年度中の策定に向けた取組みを進めている。

- ・「公正契約職務執行マニュアル携帯版の活用」の未実施理由については、実施が徹底できていなかったためであり、本調査を機に、全ての所属で取組みを実施できている。
- ・「一般競争入札事務処理マニュアルの遵守」の未実施理由については、同マニュアルの「予定価格調書の作成は、（中略）複数の係長級職員が作成し…」とある規定について、契約担当係長1名と契約担当課長から指名を受けた係員1名で行っていたものであるが、本調査を機に対応をあらため、次回より該当案件担当係長と契約担当係長で行うものとした。
- ・「執務室等に周知ポスターを掲示」の未実施理由については、ポスターの表現が地域団体などからの誤解を招きかねないと懸念し慎重になっていた、掲示場所が少ないため掲示できていなかった、すべての種類のポスターを掲示できていなかった、などの理由で実施が徹底できていなかった。

本調査を機に、再度、ポスター掲示の趣旨等を説明したところ、全ての所属で平成27年度中の策定に向けた取組みを進めるとの回答があった。

(2) 不正行為や不当圧力の排除

取組内容	対象所属	取組状況		
		調査時 (H27.10.1) 実施済	27年度 中に実施	計
①外部者（OBを含む。）の執務室内立入禁止の徹底				
・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	52	0	52/52
・執務室等に周知ポスターを掲示（再掲）	全所属	38	14	52/52
②録音録画装置の設置				
・必要に応じて録音録画装置の設置を行う。	委員会 構成局	6	1	7/7
③不当圧力対応の記録の義務化				
・「要望等記録制度」の遵守	全所属	52	0	52/52
・「団体との協議等のもち方に関する指針」の遵守	全所属	52	0	52/52
・「説明責任を果たすための公文書作成指針」の遵守	全所属	52	0	52/52
・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	52	0	52/52
④発注者綱紀保持に関する取組みの周知（再掲） ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、 業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の 働きかけの事実の記録・公表）などの周知				
・執務室等に周知ポスターを掲示（再掲）	全所属	37	15	52/52
⑤ 職場における関係業者等との対応のルール遵守 ※オープンスペース・複数職員対応・団体要望対応（協 議）				
・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	52	0	52/52
⑥不当要求行為・クレーム対応のルール化の遵守				
・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	52	0	52/52
・「不当要求行為・クレーム対応マニュアル」（総務局・ 政策企画室作成）の活用	全所属	52	0	52/52

不正行為や不当圧力の排除については、一部の所属において、未実施の項目があったが、「録音録画装置の設置」を除き、いずれも平成27年度中に実施するとして取組みを進めている。

※ いずれも平成28年2月1日までに実施済

- ・「執務室等に周知ポスターを掲示」の未実施理由については、上記(1)と同様であり、本調査を機に、再度、ポスター掲示の趣旨等を説明したところ、全ての所属で平成27年度中の策定に向けた取組みを進めるとの回答があった。
- ・「録音録画装置の設置」の未実施理由については、建物その他の状況により設置困難であるためだが、代わりに、業者対応時には、必要に応じて複数名の職員で対応することを徹底するなど、代替の対策を講じており、不正行為や不当圧力の排除についての取組みは実施されている。

なお、当面は設置困難だが、今後も設置に向けた検討を続けていくとの回答を得ている。

※ 平成27年12月21日開催の大阪市入札等監視委員会からの意見を踏まえ、平成28年2月末までに録音録画装置を設置（予定）

(3) 入札契約事務コンプライアンス研修の実施

① 契約管財局実施の研修

【職階別研修】

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成 27 年 4 月～	全職員	—	e ラーニング研修(コンプライアンス)
平成 27 年 6 月 4 日 平成 27 年 6 月 5 日	契約業務の実務者	183 名	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 8 月 28 日	課長級	83 名	契約事務・コンプライアンス (外部講師…弁護士)
平成 27 年 9 月 9 日 平成 27 年 9 月 11 日	監督職員(工事)	95 名	契約事務・コンプライアンス (外部講師…国土交通省担当官)
平成 27 年 11 月 19 日	契約業務の実務者	73 名	コンプライアンス (外部講師…公正取引委員会担当官)
平成 28 年 4 月以降予定	所属長	約 50 名	コンプライアンス (外部講師…弁護士)

計 484 名(予定)

契約事務に関する知識の習得による適正な事務手続きの遂行と、コンプライアンス意識や公務員倫理の醸成を図ることを目的として、契約管財局では、平成26年5月に策定した「大阪市における契約事務研修の実施方針」に基づき、階層別に計画的な契約事務研修を実施している。

同方針では、所属長及び課長級向けの研修は2年に一度の頻度としており、今年度は課長級研修を実施する年度ではなかったが、昨年度の不祥事案を鑑み、今年後も引き続いて課長級研修を実施した。

なお、当初平成27年12月に予定していた所属長向けの研修については、より一層の効果を図るため、平成28年4月の人事異動後に行うものとし、新年度からの所属長を対象として実施することとする。

【区役所向け研修】

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成 27 年 8 月 24 日 平成 27 年 8 月 25 日	西淀川区役所職員	46 名	契約事務・コンプライアンス + そのほか、比較見積ガイドラインや公募型プロポーザル方式による契約事務手続など、各区からの要望に応じた内容
平成 27 年 9 月 2 日	港区役所職員	35 名	
平成 27 年 9 月 28 日	西成区役所職員 東住吉区役所職員	11 名	
平成 27 年 10 月 9 日	浪速区役所職員	7 名	
平成 27 年 10 月 9 日	旭区役所職員	22 名	
平成 27 年 10 月 14 日	東成区役所職員	16 名	
平成 27 年 10 月 19 日	平野区役所職員	8 名	

平成 27 年 10 月 26 日	淀川区役所職員	9 名	契約事務・コンプライアンス + そのほか、比較見積ガイドラインや公募型プロポーザル方式による契約事務手続など、各区からの要望に応じた内容
平成 27 年 10 月 30 日	都島区役所職員	12 名	
平成 27 年 11 月 6 日	城東区役所職員	14 名	
平成 27 年 11 月 25 日	大正区役所職員	6 名	
平成 27 年 11 月 30 日	生野区役所職員	14 名	
平成 27 年 12 月 1 日	西区役所職員	15 名	
平成 27 年 12 月 16 日	東淀川区役所職員	13 名	
平成 28 年 1 月 14 日	福島区役所職員	22 名	
平成 28 年 2 月 9 日	北区役所職員	10 名	
平成 28 年 2 月 15 日	阿倍野区役所職員	15 名	
平成 28 年 2 月 18 日	住之江区役所職員	20 名	

計 295 名（予定）

平成27年度は、これまでの研修に加えて、区役所職員向けの研修を重点的に行うこととし、事前によせられた各区からの要望（区まで出前で研修してほしい、区の実務内容に即した内容の研修も加えてほしい、など）も踏まえつつ、きめ細やかな研修を実施している。

なお、平成27年12月1日までの研修後の受講者評価を確認したところ、「教材や配布資料がわかりやすい」「講師の話し方や説明の仕方がわかりやすい」「研修内容は理解できた」などの項目で、約9割が「大いにあてはまる」「ややあてはまる」と回答しており、「研修に対する総合的な満足度」についても8割強が「とても満足した」「満足した」と回答している。

② その他の所属実施の研修（契約管財局職員を講師として派遣したもの）

【派遣（出張型）研修】

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成 27 年 8 月 12 日	区会計管理者	30 名	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 8 月 24 日 平成 27 年 8 月 26 日	交通局職員	126 名	契約事務・コンプライアンス 比較見積ガイドライン等について
平成 28 年 2 月 4 日	環境局課長級職員	37 名	契約事務・コンプライアンス

計 193 名

平成27年度からは不祥事の再発防止の取組みの周知徹底とコンプライアンス意識の醸成を図るため、研修内容を充実し、各所属への契約管財局職員の派遣（出張型）研修についても積極的に展開している。

今年度は、これまでに会計室と交通局からの要請に応じ、派遣研修を実施した。

(参考) 平成 26 年度実績

開催時期	対象者	参加人数	実施内容
平成 26 年 7 月 1 日 平成 26 年 7 月 4 日	契約業務の実務者	204 名	契約事務・コンプライアンス
平成 26 年 8 月 28 日 平成 26 年 8 月 29 日	監督職員（工事）	73 名	契約事務・コンプライアンス
平成 26 年 11 月 13 日	契約業務の実務者	173 名	コンプライアンス
平成 26 年 11 月 14 日	所属長（緊急）	43 名	コンプライアンス
平成 26 年 12 月 18 日 平成 26 年 12 月 22 日	交通局課長級研修	131 名	コンプライアンス（派遣研修）
平成 26 年 12 月 24 日	課長級	98 名	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 1 月 22 日 平成 27 年 1 月 23 日	交通局係長級研修	354 名	コンプライアンス（派遣研修）
平成 27 年 3 月	全職員	—	e-ラーニング研修（コンプライアンス）

計 1,076 名

2 不正の端緒の早期把握と迅速な対応（平成27年度アクションプラン項目Ⅱ）

取組内容	対象所属	取組状況		
		調査時 (H27.10.1) 実施済	27年度 中に実施	計
①不自然な入札（疑義案件）の調査・分析				
・ 疑義案件の調査分析	契約管財局		適宜実施	
・ 大阪市入札等監視委員会における審議	契約管財局		適宜実施	
・ 疑義案件・不正入札の継続的な研究 など ※「談合情報等対応マニュアル」に基づき実施。	契約管財局		適宜実施	
②談合等不正行為に関する情報への対応（入札談合の疑義案件の調査）				
・ 関係職員・業者に対する事情聴取	全所属	52	0	52/52
・ 各所属の対応について契約管財局に情報集約	全所属	52	0	52/52
・ 契約管財局から公正取引委員会・警察へ報告（調査分析結果を直接説明） など ※「談合情報等対応マニュアル」に基づき実施	契約管財局		平成27年度中に全市版の「談合情報等対応マニュアル」を策定	
・ 談合防止の事業者への周知（契約管財局で作成）	契約管財局		上記にあわせて実施	
③建設業法違反等不正行為に関する情報への対応 ※建設業法違反・公共工事前払金使途違反などの不法行為の調査				
ア「建設業法違反事案等対応マニュアル」（平成27年6月30日制定）に基づき、実施	全所属	52	0	52/52
イ「大阪市施工体制確認マニュアル」に基づき、実施	全所属	52	0	52/52
ウ 関係法令遵守の事業者への周知（契約管財局で作成）	契約管財局		実施済	

不正の端緒の早期把握と迅速な対応については、各所属における取組みはすべて実施できている。また、契約管財局の取組みで未実施のものは、平成27年度中に実施するとして取組みを進めている。

※ 平成28年2月末までに実施（予定）

- ・ 「契約管財局から公正取引委員会・警察へ報告」については、契約管財局契約部を対象とした談合情報等対応マニュアルをもとに、全市版のマニュアルの制定作業中であり、平成27年度中には制定を行う予定である。このマニュアルの制定に合わせて、各所属に取扱いを周知徹底する。
- ・ 「談合防止の事業者への周知」については、上記全市版マニュアルの制定に併せて周知を行う。
- ・ 「建設業法違反事案等対応マニュアルに基づき、実施」については、契約管財局において、平成27年6月30日に大阪市建設業法違反事案等対応マニュアルを制定し、併せて工事監督職員向けに説明会を開催して各所属への周知を丁寧に行った。また、全所属においては、建設業法違反等不正行為に関する情報があった場合には、同マニュアルに基づく対応を実施できるとしている。

3 不正が起きにくい入札契約制度の構築（平成27年度アクションプラン項目Ⅲ）

取組内容	対象所属	取組状況		
		調査時 (H27.10.1) 実施済	27年度 中に実施	計
①コンプライアンス監視機能の強化 ※大阪市入札等監視委員会による監視 ・大阪市入札等監視委員会へ入札契約制度やコンプライアンスに関する取組みについて意見具申 ・不正・不適正事案について大阪市入札等監視委員会へ報告・意見聴取を行い再発防止に反映・全所属に周知・情報共有の実施	契約管財局		適宜実施	
	契約管財局		適宜実施	
② 設計情報に関する公開の推進 委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守（再掲）	委員会 構成局	4	3	7/7
③ 不正に価格を探ろうとする行為の防止 電子入札における無作為係数の導入のほかに、不正に価格を探ろうとする行為の防止をさらに強化するため、別の対応策を検討。	契約管財局		他自治体と意見交換を行い情報収集を実施	

不正が起きにくい入札契約制度の構築については、一部の所属において未実施の項目があったが、いずれも平成27年度中に実施するとして取組みを進めている。

※ いずれも平成28年2月1日までに実施済

- ・「入札契約情報管理ガイドラインの遵守」の未実施理由については、前述の1(1)と同様であり、本調査を機に、平成27年度中の策定に向けた取組みを進めている。
- ・「電子入札における無作為係数の導入のほかに、不正に価格を探ろうとする行為の防止をさらに強化するため、別の対応策を検討」については、東京都や大阪府などの他自治体と対応策について意見交換した。現時点においては、追加の対策としてまとめるまでには至っていないが、引き続き情報収集を実施するなど他自治体の動向を見据えて具体案の検討を続ける。

4 その他（平成27年度アクションプラン項目Ⅳ）

取組内容	対象所属	取組状況		
		調査時 (H27.10.1) 実施済	27年度 中に実施	計
①不正・不適正事案の調査研究 ※本市事案の再検証及び他の発注機関の事案の検証 ・本市事案における刑事裁判、懲戒処分事案、定期監査結果、大阪市公正職務審査委員会勧告その他不正・不適正事案の調査結果における指摘に対する改善状況のチェック ・他の発注機関における刑事裁判、国土交通省発注工事（高知県内）における官製談合事件や吹田市発注工事における不適正随意契約事案などのチェック	契約管財局		適宜実施	
②政令市をはじめ国や大阪府などの先進的な取組事例の調査研究 随時情報収集	契約管財局		適宜実施	
③定期的な人事異動の実施 ・業者等の利害関係者と接点のある職場について長期配属の制限 ・価格漏洩など不正行為疑念払拭のための迅速な人事異動 ※「公正契約職務執行マニュアル」に記載あり	全所属	52	0	52/52
④組織力のアップ ※人員の確保、優秀な人材の育成、経験者・優秀な人材の起用 ・専門的な知識やノウハウを組織として蓄積・継承	全所属	51	1	52/52
⑤相談対応の機能強化 ・相談対応制度の継続実施及び利用促進（職員研修時のPR、制度改善、課題解消事案の情報発信）	契約管財局		適宜実施 （平成27年7月から相談対応を強化）	

その他については、一部の所属において未実施の項目があったが、いずれも平成27年度中に実施するとして取組みを進めている。

※ いずれも平成28年2月1日までに実施済

- ・「専門的な知識やノウハウを組織として蓄積・継承」の未実施理由については、調査時点である平成27年10月1日以降に実施した契約管財局の派遣（出張型）研修によって行う予定であったため、平成27年度中に実施と回答したものであり、その後、研修を終えて実施済みとなっている。

5 その他の入札契約制度に関する調査結果（平成27年度アクションプラン以外の取組み）

アクションプランの検証にあわせて、これまでの入札事務の適正化に向けた取組みのうち、主に各所属が行うものとして実施した取組みについて、その運用状況の調査を行い、これらの調査結果をもとに実施状況や課題等の分析を行った。

その結果、

- ・ 契約管財局が全庁的に行っている取組みに加えて、多くの所属で独自の自主的取組みを実施しており、入札契約事務の適正化に対する意識は高い。
- ・ 調査した取組みのほとんどは実施できているものの、実施にあたっては事務の煩雑化や負担増と感じている所属も多い。

などの傾向が判明した。

【入札契約事務適正化に向けた各所属独自の取組み】

取組内容	対象所属	取組状況	
		はい	いいえ
入札契約事務の適正化に向けた取組みとして、所属独自の取組みを実施している。	全所属	15	37

主な独自取組みは以下のとおり

- ・ 局内での契約事務説明会の開催
- ・ 「公正契約職務執行マニュアル」の局内向け質疑応答集の作成
- ・ 比較見積結果など「入札契約情報等の公表に関する要綱」に定める事項以上の情報を公表
- ・ 公募型比較見積の実施

【入札契約事務の適正化に向けた取組みにおける課題等】

取組内容	対象所属	取組状況		
		できている	できているが課題あり	計
入札契約情報の公表は、「入札契約情報等の公表に関する要綱」に基づき、適切に実施できている	全所属	38	14	52/52
契約事務審査会は、「大阪市契約事務審査会運用指針」に基づき、円滑に運営できている	全所属	47	5	52/52
随意契約の締結においては、「大阪市随意契約ガイドライン」に基づき、適切に判断できている	全所属	52	0	52/52
少額案件における比較見積は、「比較見積ガイドライン」に基づき、円滑に実施できている	全所属	50※	2	52/52

※ 所属で定めた実施要領に基づく公募型比較見積の制度を実施している場合は、比較見積ガイドラインにおいて「公募型比較見積を実施する場合は、各所属において要綱等を定めて実施する。」と定めていることから、「できている」に含めている。

- ・ 「入札契約情報の公表に関する要綱」については、「できているが課題あり」と回答した所属が27%にのぼり、その理由としては、随意契約の結果公表の頻度について、「少なくとも月2回」としている規定が、事務の繁忙期には要綱どおりにできなくなる、公表に遅れがでる、など“事務のスケジュールとして非常に実施が難しい規定である”といった意見が多かった。

この点については、要綱の定めを実態に即したものに改正することも含めて、制度に沿った運用ができるように見直しを検討すべきである。

- ・ 「大阪市契約事務審査会運用指針」について、「できているが課題あり」と回答

した理由としては、同指針に基づく規定整備もれが2所属であったが、本調査を機に、規定整備を行っている。他の所属の理由としては、見積業者が少ないことや、開催のための調査審議準備での事務負担などが挙げられており、より円滑に運用できるような工夫を検討する必要がある。

- ・「比較見積ガイドライン」について、「できているが課題あり」と回答した理由としては、契約件数が少ない所属では相手方の選定が難しいことや、職員の知識不足などが挙げられている、この点については研修の実施や他部局の選定方法を紹介するなどの対応によって、対処可能であると考えられる。

Ⅲ 平成 26 年度実施の不祥事再発防止対策の実施状況

平成 26 年に相次いで発覚した不祥事を受け、それぞれ再発防止対策を行ったところであるが、その対策の一部は平成 27 年度アクションプランとして反映したことから、今回の調査に併せて、平成 26 年度の不祥事を受け、再発防止対策を行っている部署についても調査を行い、対策の実施状況を確認した。

その結果、平成 26 年度の不祥事を受けて実施した再発防止策は着実に実施されており、一部の部署では、更なる対策を自主的に講じていることから、事案を風化させずに継続して不祥事再発防止対策の取組みを実施しているといえる。以下、詳細について述べていく。

1 本市職員の収賄事件に伴う再発防止策について

平成 26 年 7 月に、旧病院局（現大阪市民病院機構）の職員（当時）が医療機器にかかる収賄容疑により逮捕され、有罪が確定した。

この事案に対し、本市では、まず再発防止の緊急対策として、平成 26 年 7 月に緊急要請文を送付し、全職員を対象として業者対応セルフチェックを実施した。

また、事業者に対しては、職員からの不当要求に対する取扱いの周知などを行ったところであり、この事業者向けの対策は平成 27 年度アクションプランにも反映し、継続的に実施している。（実施状況は上記Ⅱ参照）

さらに、専門職で構成される少数職場で発生したという本事案の特性にかんがみ、医療機器を取扱う旧病院局、健康局、福祉局での 3 所属計 22 職場を対象として、次の追加的取組みを行った。

- ①事業者の執務室への入退室管理
- ②事業者との面談内容の記録・保存
- ③事業者への取組周知
- ④事業者対応コンプライアンス研修の実施

これらの取組みについて、平成 27 年 10 月 1 日時点での実施状況を確認したところ、いずれも継続して取組みを実施していた。

なお、旧病院局は、平成 26 年 10 月から地方独立行政法人大阪市民病院機構に移行したため、本市のアクションプランの対象外となったが、引き続き再発防止策を継続実施しており、さらに事業者対応以外の研修を行うなど上記項目以外の独自取組みも実施しているとの報告を受けている。

2 交通局発注の随意契約に関する調査結果に基づく再発防止策について

平成 26 年 10 月以降の新聞報道などによって、交通局長ほか幹部職員らによる、関係業者との不適切な会食や、公募型プロポーザル方式による業務委託案件の不自然な審査などが大きくとりあげられたことから、本市では交通局発注の随意契約に関する調査を実施し、その結果、不適正な随意契約及び問題のある事務処理手続[※]があったことが判明した。

※ 契約事務審査会での調査・審議を行っていない、随意契約結果の公表がなされていない、など

この事案に対し、本市では、関係業者との不適切な会食や、公募型プロポーザルの事務手続きに問題があった点について、適正な業者対応と事務処理が徹底されるよう、平成 26 年 11 月には「公正契約職務執行マニュアル」及び「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」を改正した。また、全所属を対象とする契約事務研修においても、事案の経緯とともに、上記マニュアル等の改正内容について、その趣旨も含めて解説し、周知・徹底を図った。

さらに交通局の職員を対象として同様の研修を実施した。

平成27年度からは、全所属を対象とした取組みとして、

- ①全市版の「大阪市契約事務審査会運用指針」を策定し、各所属の契約事務審査会の設置根拠規定を明確化
- ②大阪市入札等監視委員会での各所属契約事務審査会の審議状況のチェック強化
- ③契約事務研修の充実化
- ④「大阪市随意契約ガイドライン」や「公正契約職務執行マニュアル」などの関係ガイドライン等の追加改正

を実施している。

また、交通局の独自取組みとしては、

- ①交通局契約事務審査委員会の審議体制強化（対象案件の全件審議）
- ②随意契約結果の公表の徹底
- ③公募型プロポーザル方式等の適正な手続きの徹底
- ④調達課での契約事務の一元実施
- ⑤検査調書の取扱いの適正化など契約事務のコンプライアンスの確保を実施している。

これらの取組みについて、平成 27 年 10 月 1 日時点での実施状況を確認したところ、いずれも継続して取組みを実施していた。

IV おわりに

平成 27 年度アクションプランについては、平成 27 年 2 月に策定した際に、各所属あてに周知したところであるが、今回の実施状況等の調査とその検証により、平成 27 年度のアクションプランの進捗及び取組みはおおむね順調であることがわかった。

一方で、未実施の項目も散見された。それらは、今回の調査を機に平成 27 年度中に実施される見込みであるものの、当初のアクションプランの策定・周知だけでは、徹底できない点があることも、今回の調査で明らかとなった。

このように、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上あるいはその徹底について、継続的・恒久的に取組むためには、適宜、その進捗状況を調査して実態を把握し、各所属が遺漏なく取組むことができるようにバックアップしていくことが重要である。

また今回は、平成 27 年度アクションプランの調査と併せ、これまでの入札事務の適正化に向けた取組みの運用状況の調査を実施した。その結果、取組みはおおむね円滑に実施できているものの、一部では事務の煩雑化や負担に感じているとの声があった。

実態とかい離れたルールを漫然と続けてしまえば、ルールの形骸化を招き、それがルール全体の軽視へ、ひいては不祥事の発生にまで至ってしまうおそれがある。

このことから、入札事務の適正化のためには、取組みの運用状況を把握して、必要に応じて手直しをしていかねばならない。

次年度のアクションプランについては、この報告書の検証結果と大阪市入札等監視委員会からの意見等を踏まえて策定し、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上・徹底について、継続的・恒久的に取組んでいく。

参考

平成27年度
入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン

平成27年2月

大阪市入札契約制度改善検討委員会

〇はじめに

本市が発注する公共工事や物品調達・委託業務などの入札や契約の事務手続きは、公正性・透明性・競争性の向上並びに適正な契約の履行確保、恣意性の排除や入札談合などの不正行為の防止、不良不適格業者の排除、不当圧力の阻止などに重点を置きながら、その適正性を確保するための取組みを進めてきた。

そのために、入札契約事務に携わる職員は、コンプライアンスを最重要視し、適正に事務手続きを遂行していくとともに、本市事務事業の円滑な推進に資するよう、関係法令をはじめとするあらゆる入札契約制度を熟知し、これらを駆使するための専門的な知識やノウハウを有していることが必須である。

この間、国や地方公共団体が発注する公共工事などの入札や契約をめぐる、入札妨害（公契約関係競売等妨害）や官製談合、汚職事件の摘発あるいは不正・不適正な事案の発生が後を絶たない状況にある。

本市では、平成 25 年 1 月、執行機関の附属機関である大阪市入札等監視委員会から、「公正な入札の確保に向けて」という提言を受けた。提言のなかでは、職員が不祥事に関与することを防止し公正な職務執行を確保する方策の検討を求めており、とくに、入札情報の管理については情報漏洩の完璧な防止を求め、公表前に入札情報は外部漏洩の疑いがあるというだけで、入札結果に直接影響を与えたり業者との癒着の疑惑を抱かれ、入札や契約に対する市民の信頼性を失墜させることになるため、公表までは厳正・厳格に取扱わなければならないといったことについて言及している。

この提言をきっかけに、本委員会は、平成 25 年度から集中的にコンプライアンスの取組強化を進めてきたところである。

しかしながら、本市においても平成 26 年に入ってから不祥事が相次いで発覚している。平成 26 年 1 月には、職員が内規に反し、複数の関係業者と会食していた事実や契約相手方を決定する手続き中に関係業者に対し、電話連絡をしていたことが、新聞報道等で明らかになった。このような行為は、関係業者との癒着の疑念を市民に抱かせるばかりでなく、汚職事件に発展するといった危険性をはらんでいる行為といえる。

また、平成 26 年 7 月には、職員が、非違行為の最たるものである収賄容疑で逮捕される事件が発生した。収賄は、いうまでもなく公務員としては絶対に許されない行為であり、市民の信頼を大きく損ねてしまうこととなった。

さらに、平成 26 年 10 月には、幹部職員らによる受注業者との不適切な会食や、非常勤嘱託職員による公募審査の不自然な採点などが新聞報道等で明らかになった。このような状態にまで陥ってしまうと、市民の疑念を払拭することは困難であり、これまで全庁的な取組みとして実施してきたコンプライアンスの取組みの意味や実効性を問われかねない、非常に厳しい状況に置かれている。

大阪市入札契約制度改善検討委員会では、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス

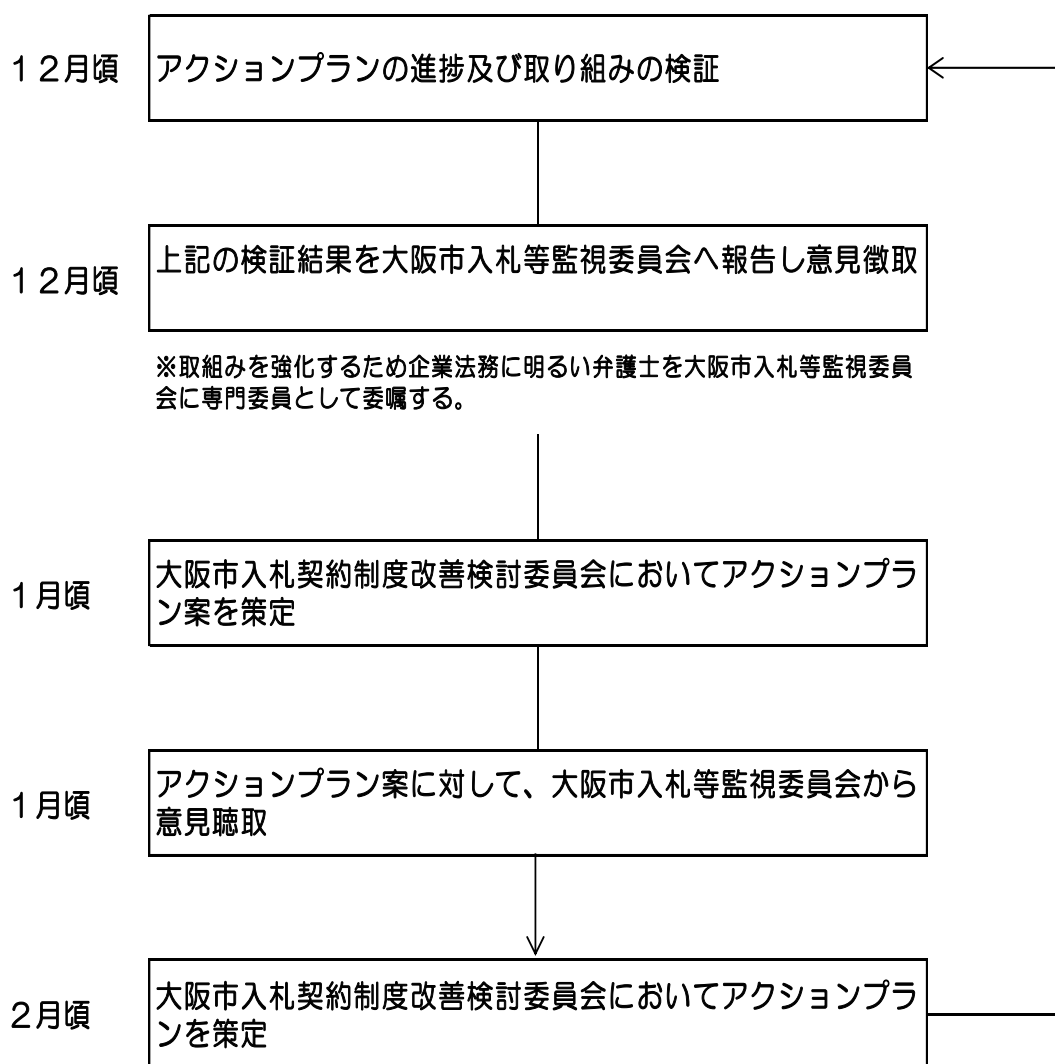
ス意識の向上あるいはその徹底について、継続的・恒久的に取り組むことが重要と考え、毎年度コンプライアンス・アクションプランを作成することとし、平成27年度においても、入札契約事務に関するコンプライアンスの取組みを定めた。

関係職員はその意味や内容、さらにはその趣旨をよく考え理解した上で、職務・職責を全うすることにより、市民から信頼される大阪市を構築していくことをめざす。

○入札契約事務コンプライアンス・アクションプランの作成方針

入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上あるいはその徹底について、継続的・恒久的に取り組むことが重要と考えることから、コンプライアンス・アクションプランについて、次のとおり、年度ごとに策定及び検証を行う。

作成方針イメージ



○平成27年度の具体取組み（平成25年度からの継続分を含む）

I コンプライアンス確保のための体制整備

1 入札情報の管理徹底

取組内容	取組所属
① 各所属の事情に応じた設計価格等に関する情報管理の徹底（情報漏えい防止）	
【取組事項】 ・委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守 ・情報管理強化の継続検討	委員会構成局
② 不当圧力の阻止 ※関係業者等との対応，不法不当な要求への対応，暴力団排除対策，不適正契約の禁止，入札談合等の対応	
【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守及び改正 ・「公正契約職務執行マニュアル携帯版」の活用	全所属 ※改正・作成については、 契約管財局
③ 予定価格調書の作成ルールの徹底 ※作成時期（事後審査型は入札書提出期限後）・複数職員で作成・封印後金庫内保管	
【取組事項】 「一般競争入札事務処理マニュアル」の遵守	全所属
④ 発注者綱紀保持に関する取組みの周知 ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知	
【取組事項】 執務室等に周知ポスターを掲示	全所属
⑤ 書類審査時における入札参加者の秘密保持の徹底 ※電子化されていない技術提案書等の審査時におけるマスキングの徹底など	
【取組事項】 ・「業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドライン」の遵守 （参考） 外部有識者による審査原則の徹底（プロポーザル方式による業務委託契約）	全所属

2 不正行為や不当圧力の排除

取組内容		取組所属
① 外部者（OBを含む。）の執務室内立入禁止の徹底		
【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲） ・執務室等に周知ポスターを掲示（再掲）	全所属	
② 録音録画装置の設置		
【取組事項】 ・必要に応じて録音録画装置の設置を行う。 （参考）設置所属 ・録音録画装置 5 所属（1 所属について検討中） ・電話機通話録音装置 5 所属（1 所属について検討中）	委員会構成局	
③ 不当圧力対応の記録の義務化		
【取組事項】 ・「要望等記録制度」の遵守 ・「団体との協議等のもち方に関する指針」の遵守 ・「説明責任を果たすための公文書作成指針」の遵守 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	
④ 発注者綱紀保持に関する取組みの周知（再掲） ※業者対応（オープンスペース・原則複数職員対応）、業者等からの不当要求対応（情報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表）などの周知		
【取組事項】 執務室等に周知ポスターを掲示（再掲）	全所属	
⑤ 職場における関係業者等との対応のルール遵守 ※オープンスペース・複数職員対応・団体要望対応（協議）		
【取組事項】 「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲）	全所属	
⑥ 不当要求行為・クレーム対応のルール化の遵守		
【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守（再掲） ・「不当要求行為・クレーム対応マニュアル」（総務局・政策企画室作成）の活用	全所属	

3 入札契約事務コンプライアンス研修の実施

入札契約事務に携わる職員について、契約事務に関する知識の習得を図ることにより適正な事務手続きを遂行していくとともに、入札契約事務のコンプライアンス意識や公務員倫理の醸成を図ることにより不正・不適正事案を未然に防止することを目的とする。

平成 27 年度実施分（予定）

実施時期	対象者	実施内容
平成 27 年 6 月～7 月	契約業務の実務者	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 6 月～7 月	監督職員（工事）	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 7 月～8 月	課長級	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 7 月～12 月	区役所課長級及び係長級	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 11 月	契約業務の実務者	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 12 月	所属長	契約事務・コンプライアンス
随時	全職員	e－ラーニング研修（契約事務・コンプライアンス）

（参考）平成 26 年度実績

開催時期	対象者	実施内容
平成 26 年 7 月 1 日 平成 26 年 7 月 4 日	契約業務の実務者	契約事務・コンプライアンス
平成 26 年 8 月 28 日	監督職員（工事）	契約事務・コンプライアンス
平成 26 年 11 月 13 日	契約業務の実務者	コンプライアンス
平成 26 年 11 月 14 日	所属長（緊急）	コンプライアンス
平成 26 年 12 月 18 日 平成 26 年 12 月 22 日	交通局課長級研修	コンプライアンス（派遣研修）
平成 26 年 12 月 24 日	課長級	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 1 月 22 日 平成 27 年 1 月 23 日	交通局係長級研修	コンプライアンス（派遣研修）
平成 27 年 2 月	全職員	e－ラーニング研修（契約事務・コンプライアンス）

Ⅱ 不正の端緒の早期把握と迅速な対応

取組内容		取組所属
① 不自然な入札（疑義案件）の調査・分析		
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疑義案件の調査分析 ・ 大阪市入札等監視委員会における審議 ・ 疑義案件・不正入札の継続的な研究 など <p>※「談合情報等対応マニュアル」に基づき実施。</p>	契約管財局	
② 談合等不正行為に関する情報への対応（入札談合の疑義案件の調査）		
<p>【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係職員・業者に対する事情聴取 ・ 各所属の対応について契約管財局に情報集約 ・ 契約管財局から公正取引委員会・警察へ報告（調査分析結果を直接説明） など <p>※「談合情報等対応マニュアル」に基づき実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 談合防止の事業者への周知（契約管財局で作成） 	全所属	
③ 建設業法違反等不正行為に関する情報への対応 ※建設業法違反・公共工事前払金使途違反などの不法行為の調査		
<p>【取組事項】</p> <p>ア「建設業法違反事案調査対応マニュアル（仮称）」に基づき、実施</p> <p>イ「大阪市施工体制確認マニュアル」に基づき、実施</p> <p>ウ 関係法令遵守の事業者への周知（契約管財局で作成）</p>	全所属	

Ⅲ 不正が起きにくい入札契約制度の構築

取組内容		取組所属
① コンプライアンス監視機能の強化 ※大阪市入札等監視委員会による監視		
【取組事項】 ・大阪市入札等監視委員会へ入札契約制度やコンプライアンスに関する取組みについて意見具申 ・不正・不適正事案について大阪市入札等監視委員会へ報告・意見聴取を行い再発防止に反映・全所属に周知・情報共有の実施	契約管財局	
② 設計情報に関する公開の推進		
【取組事項】 委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守（再掲）	委員会構成局	
③ 不正に価格を探ろうとする行為の防止		
【取組事項】 電子入札における無作為係数の導入のほかに、不正に価格を探ろうとする行為の防止をさらに強化するため、別の対応策を検討。	契約管財局	

IV その他

取組内容		取組所属
① 不正・不適正事案の調査研究 ※本市事案の再検証及び他の発注機関の事案の検証		
【取組事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・本市事案における刑事裁判，懲戒処分事案，定期監査結果，大阪市公正職務審査委員会勧告その他不正・不適正事案の調査結果における指摘に対する改善状況のチェック ・他の発注機関における刑事裁判，国土交通省発注工事（高知県内）における官製談合事件や吹田市発注工事における不適正随意契約事案などのチェック 	契約管財局	
② 政令市をはじめ国や大阪府などの先進的な取組事例の調査研究		
【取組事項】 随時情報収集	契約管財局	
③ 定期的な人事異動の実施		
【取組事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・業者等の利害関係者と接点のある職場について長期配属の制限 ・価格漏洩など不正行為疑念払拭のための迅速な人事異動 ※「公正契約職務執行マニュアル」に記載あり 	全所属	
④ 組織力のアップ ※人員の確保，優秀な人材の育成，経験者・優秀な人材の起用		
【取組事項】 専門的な知識やノウハウを組織として蓄積・継承	全所属	
⑤ 相談対応の機能強化		
【取組事項】 相談対応制度の継続実施及び利用促進（職員研修時のPR，制度改善，課題解消事案の情報発信）	契約管財局	

〇おわりに

大阪市職員基本条例は、職員は、市民の疑惑や不信を招くような行為を禁止している。また、大阪市職員倫理規則は、いわゆる「不適正契約」を禁止し、これに違反すると非違行為として懲戒処分の対象となり、さらには、職員個人に対する損害賠償請求あるいは求償、悪質なケースでは刑事責任を問われる場合もある。

昨今、本市職員の収賄事件(懲戒免職・有罪判決確定)や関係業者に飲食費を負担させた事案(減給1月)、幹部職員らによる受注業者との会食、入札情報漏洩による入札中止など不祥事が相次いでいる。一刻も早い市民の信頼回復に向けて、職員は全力で不祥事の再発防止に取り組まなければならない。

不祥事を防止するためには、上司・部下職員ともに、不正を許さない・見逃さない、ということのもとより、勤務時間中・時間外を問わず常に公務員倫理を意識しながら行動することが重要である。とくに、管理監督者は、実務担当者である部下職員の行動に対して、常日頃から目を光らせて不祥事を防止する責務があることを強く自覚する必要がある。

瓜田に履^かを納^れず、李^り下に冠^かを正さず、という故事成語がある。市民の疑惑や不信を招くような行為は絶対にしないということを職員一人ひとりが肝に銘じて行動してほしい。

最後になるが、平成27年度から実施する、このコンプライアンス・アクションプランを関係職員に徹底することにより、収賄事件をはじめとする不祥事が繰り返されることのないことを切に願うものである。